

柔道整復師施術所 開設届出事項変更届

概要説明	柔道整復師法第 19 条第 1 項、施行規則第 17 条に基づき、柔道整復師施術所の届出事項を変更する場合に行う届出書です。
提出書類	<p>1 柔道整復師施術所開設届出事項変更届（様式第 2 号） 変更事項により下記の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。</p> <p>2 構造設備の平面図（待合室、施術室等の区分、各室の床面積、施術室の外気開放面積、窓の位置、換気装置の位置、消毒設備、ベッドの位置を明記のこと。）</p> <p>3 施術者の資格免許証の写し（原本確認）</p> <p>4 施術者の顔写真付きの身分証明書の写し（本人確認）</p> <p>それぞれ 2 部（押印は不要です） （保健所の受付印を押印した物を 1 部お返しします）</p>
受付期間	変更日～変更後 10 日以内 （敷地内移転や改装時は工事着工前にご相談ください）
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） TEL；(083)231-1711 FAX；(083)231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者又は、所在地の変更（移転）は、廃止及び開設届の手続きが必要です。 ・ 施術者転入時は資格免許証の原本確認を実施しますので、届出時に転入者全員分お持ちください。 ・ 施術者転入時は本人確認を実施しますので、届出時に転入者は全員ご来庁ください。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費の受領委任については、中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171)へご相談ください。